

2024

生活のしおり



和気
致祥

和気致祥 わきしょうをいたす
「和気」はなごやかな雰囲気、「祥」はめでたい兆しの意。

浜松学芸中学校・高等学校

目 次

浜松学芸中学校・高等学校校歌「学芸の詩」	1
校訓	2
本校の沿革	3
学則（高等学校）	4
学則（中学校）	7
浜松学芸中学校・高等学校教育後援会「大洋の会」会則	9
令和4・5年度入学者教育課程（高等学校）	10
令和6年度入学者教育課程（高等学校）	11
中学校教育課程	12
学習の評価と単位の認定（高等学校）	13
学習の評価（中学校）	15
保健室の利用について／学校感染症による出席停止の用紙（記入例）	17
学校感染症による出席停止の用紙／新型コロナウイルス・インフルエンザ経過報告	
教育相談室の利用について	20
奨学金	21
生徒心得	23
1. 欠席・遅刻・早退・欠課等について	23
2. 服装について	24
3. 所持品について	24
4. 頭髪・その他について	25
5. 校内生活について	25
6. 校外生活について	26
7. 諸届け・願いについて	27
8. 学芸レストランの利用について	28
生徒指導内規	29
保護者等の方へのお願い	30
生徒会会則	31
リコール規則	33
専門委員会運営規則	34
選挙規定	34
推薦人試と学習成績の状況／調査書見本	35
図書館利用案内	37
各種証明書の発行	39
毎日の日課表	40
生徒の防災・災害対策／台風等の接近に伴う対処	41
施設配置図・教室配置図（本館・東館・北館・南館）	42

学芸の詩

♩ = 45

mf

1. おいこ わせれ たんび をの わこお たがど りねる くまど るべど かるべ ぜをに 二二
 2. おいこ わせれ たんび をの わこお たがど りねる くまど るべど かるべ ぜをに 二二
 3. ひふの びりー きな下 あらう うすめ まいは つよし のうら えのす だしべ えたん だをも 二二 とゆ力 こくン しとバ えもス にはに

8

ひふの びりー きな下 あらう うすめ まいは つよし のうら えのす だしべ えたん だをも 二二 とゆ力 こくン しとバ えもス にはに

12

かあふ わしる らどう むりえ みかふ どうで りくも 二二 わかせ かかん きえり はしつ のはを かがか がくな やふで くのも むたわ んぼざ

16

cresc. *f*
 ないかも 二二 わやが らまく いはも 一ぎん まのを ととき もぼわ とるめ しるる つおわ どれにど ましげ

20

なをい びひゆ やらつ のきを まため どたざ をすす あむと おとも げもと ばはは がせみ ぐいち げしふ いんた ののつ かいね

23

f *rit.* ----- *a tempo* *To Coda* 1.
 ねたが たみい かにほ らまひ かどと にいつ あきう すうつ あもく るまし をたき ししち んんか じ う た う よ

27

2. *D.S.* *f*
 り をもとむ り 二二 ら の た め に う

34

ritenuto *piu f*
 つ く し き い の ち の た め に

浜松学芸中学校・高等学校
 校歌「学芸の詩」
 作詞 中村 隆
 作曲 鳥山 妙子

幾千の黄金のベルを 振り鳴らすいちやうの下を
 往く友は足どり軽く 抱えしは楽譜の束か
 山萩のこぼるる丘に 書を披き佇む友は
 青春の傷みに惑い 今日もまた真理を探求む

こもれ陽の踊る窓辺に ノート埋め走らすペンも
 キンバスにふるう絵筆も 旋律をかなでる術も
 学問をきわめるわれと 芸術をめざす友とは
 道二つ願いは一つ 美しき命のために
 美しき命のために

おわた 大洋を渡りくる風 響き合う松の枝々
 とこしえに変わらぬ緑 若き葉の輝く校門に
 われらいま友とし集い 学舎の窓を仰げば
 学芸の鐘高らかに 明日あるを信じ歌うよ

— 校 訓 —

内 観 受 容 継 続

【付記】

内観とは、自分の心の動きを冷静に客観的に観察することです。今の心の動きはなに
ものであるか、今の心の動き以外にほかに真実があるかと自分にたずねてみてください。

受容とは、自分の心の中と外とで起こっているすべてのもの（愛憎・楽苦・善悪・美
醜・音声など）から逃げずに、そのまま素直にすべてを受け止めることです。

継続とは、内観・受容の姿勢を粘り強くもち続けることです。

デカルト、ニュートンによる科学思想によってリードされた「近代」は転換期を迎え、
21世紀は「心の時代」と呼ぶにふさわしい時代になろうとしています。20世紀を代表
する思想家C・G・ユングは、「外に行くな。心理は内部の人間に宿っている」といって
瞑想を生活の基本におきました。さらに驚くべきことは、世界最高の頭脳といわれるフ
リッチェフ・カプラなどの理論物理学者の多くも例外ではないということです。東洋に
も座禅などの伝統があります。自らの原理を「自分の心の動き」に求めています。

これをうけて校訓をつくりました。

校訓揮毫 書道コース 大場 みわ

本校の沿革

明治 35 年		浜松市利町に浜松裁縫女学校を開校する。
明治 40 年		浜松市常盤町に移転する。
昭和 2 年		浜松市下池川町に移転する。
昭和 21 年		信愛高等女学校に改称する。
昭和 23 年		信愛高等学校を設置し、中学校を付設する。
昭和 40 年	4 月	音楽科を新設し、音楽科本館が落成する。
昭和 47 年	10 月	東館が落成する。
昭和 57 年	3 月	北館が落成する。
昭和 58 年	3 月	中村記念館（大ホール・生徒ホール）が落成する。
昭和 59 年	1 月	特別館（同窓会室・部室等）が落成する。
昭和 62 年	4 月	電子オルガンコースを新設する。
平成 2 年	4 月	美術造形コースを新設する。
平成 5 年	4 月	電子オルガン、美術造形コースを改組し、電子音楽科・美術造形科とする。
平成 8 年	4 月	校名を浜松学芸高等学校に改称し、特進Cコースと吹奏楽コースを新設する。校歌「学芸の詩」を制定する。
平成 14 年	4 月	書道コースを新設する。
平成 14 年	10 月	創立 100 周年記念式典を挙げる。
平成 17 年	4 月	芸術系科・コースを改組し、芸術科（音楽・電子音楽・美術・書道各課程）とする。
平成 20 年	4 月	浜松学芸中学校を設置する。北館 6 教室を改築し、中学棟とする。さらに体育館を新築する。
平成 21 年	7 月	住吉テニスコートを取得する。
平成 25 年	3 月	隣接地を第 3 グラウンドとして取得する。
平成 26 年	10 月	音楽課程設立 50 周年記念式典を挙げる。
令和 元年	9 月	美術課程設立 30 周年記念式典を挙げる。
令和 2 年	4 月	文部科学省「地域との協働による高等学校教育改革推進事業推進事業」により普通科に地域創造コースを新設し、併せて芸術科の課程を 3 コース(音楽・美術・書道)に改組する。
令和 3 年	4 月	普通科に科学創造コースを新設する。
令和 3 年	9 月	書道コース設立 20 周年記念式典を挙げる。
令和 4 年	6 月	第 1 グラウンド芝生化事業による植栽イベントを実施する。
令和 6 年	4 月	南館が落成する。 文部科学省「新時代に対応した高等学校改革推進事業」により普通教育を主とする探究創造科（地域創造・科学情報の 2 コース）を新設し、普通科（特進コース）・芸術科（音楽・美術・書道の 3 コース）の 3 科に改組する。

浜松学芸高等学校 学則

第1章 総 則

- 第1条 本校は古今東西の哲学、宗教、道徳、教育の根本原理である信と愛との原理に基き生徒に須要な教育を施し、平和的な文化国家の建設に必要な人格を養成し、個性の伸長をはかることを目的とする。
- 第2条 本校は浜松学芸高等学校と称し、静岡県浜松市中央区下池川町34番3号におく。

第2章 修業年限、学年学期及び休日

- 第3条 修業年限は3年とし、全日制課程とする。
- 第4条 学年は4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。
- 第5条 休業日は、次のとおりとする。
- 1 国民の祝日に関する法律に規定する休日
 - 2 日曜日及び毎月の第2土曜日、第4土曜日
 - 3 夏季休業 7月21日から8月31日までの間において校長が定める期間
 - 4 冬季休業 12月22日から1月7日までの間において校長が定める期間
 - 5 春季休業 3月21日から4月6日までの間において校長が定める期間
 - 6 その他校長が必要と認めた休業日

第3章 教育課程及び授業日時数

- 第6条 本校に普通・探究創造・芸術の各科をおく。
- 第7条 教育課程は、別表に定める。
- 第8条 各科は所定の必修教科、科目の単位及び選択教科、科目の単位を履修する。
- 第9条 授業時数は毎週38単位時間以内とし32単位時間を標準とする。
- 第10条 授業は年間35週以上すなわち毎年1120単位時間以上1330単位時間以内とする。

第4章 学習の評価・単位の認定及び卒業

- 第11条 生徒の成績は学年末において各教科、科目につき学習の度を評定する。
- 第12条 学年末において所定の教科、科目を履修し、その成果が教科、科目の目標から見て満足できると認められる場合にその教科、科目について所定の単位を修得したことを認定する。
- 第13条 学校が定めた教育課程を全て履修し、かつ学習の成果がその課程の目標からみて満足できるものを卒業認定する。ただし、80単位以上を修得したことを卒業認定の条件とすることができる。その場合教科・科目の種類は問わない。

第5章 生徒定員及び職員組織

- 第14条 生徒の定員は下のとおりとする。

学科名	入学定員	総定員
普通	196	588
探究創造	60	180
芸術	70	210
計	326	978

- 第15条 本校は校長、副校長、教頭、主幹教諭、指導教諭、教諭、専任講師、非常勤講師、事務職員をもって組織する。
- 校長は校務をつかさどり、所属教職員を監督する。
- 副校長は校長を助け、命を受けて校務をつかさどる。
- 教頭は、校長・副校長を助け、校務を整理し及び必要に応じ生徒の教育をつかさどる。
- 主幹教諭は、校長・副校長・教頭を助け、命を受けて校務の一部を整理し、並びに生徒の教育をつかさどる。
- 指導教諭は、生徒の教育をつかさどり、並びに教諭その他の職員に対して、教育指導の改善及び充実のために必要な指導及び助言を行う。
- 教諭は生徒の教育をつかさどる。
- 専任講師・非常勤講師は教諭の職務を助ける。
- 事務職員は事務に従事する。

第6章 入学・休学及び転退学

- 第16条 本校に入学志願し得るものは、下の各号に該当する者とする。
- 1 中学校卒業者
 - 2 外国において学校教育における9年の課程を修了した者
 - 3 文部科学大臣の指定した者
 - 4 その他校長が中学校卒業者と同等以上の学力があると認めた者
- 第17条 生徒の入学は校長が許可する。
- 第18条 入学志願者に対しては入学の選抜を行う。
- 第19条 入学志願者は、検定料17,000円を納付する。
- 第20条 第2学年以上に入学を志望する者は相当の年齢に達し、修得単位と学習の成果の実情とにより、同等以上の学力があると認められた者とする。
前項の入学者学力はその修得単位の実情によりこれを検査する。
- 第21条 他の高等学校に転学を志望する生徒があるときは正当の事由があると認めた場合は校長が許可する。
- 第22条 他の高等学校より入学を志望する場合欠員のあるときは、学力を検査して校長が許可することがある。
- 第23条 生徒が休学または退学をしようとするときは校長の許可を要する。

第7章 授業料・入学金及びその他費用徴収

- 第24条 授業料は別記金額とし、銀行口座引落とし（3分割）にて納入する。
但し毎月分納も妨げない。その場合は毎月5日に納入する。
- 第25条 入学時納付金は別記金額とし、入学に際して期日までに納入しなければならない。
- 第26条 2 学芸中学校より入学する場合は、入学時納付金は別記金額の半額とする。
その他納付金は別記金額とし銀行口座引落とし（3分割）にて納入する。
但し毎月分納も妨げない。その場合は毎月5日に納入する。
- 2 休学（留学も含む）する場合は、学納金のうち授業料のみ免除する。

第8章 賞 罰

- 第27条 生徒奨励のため優秀な者に賞状及び賞品を授与することがある。
- 第28条 校長は教育上必要と認めたときは、訓戒・謹慎・停学等の懲戒を行う。
- 第29条 学校は下の各号の一に該当する場合は退学を命ずることが出来る。
- 1 性行不良で改善の見込がないと認められる者
 - 2 学力劣等で成業の見込がないと認められる者
 - 3 正当の理由がなくて出席常でない者
 - 4 授業料を納入しない者
 - 5 学校の秩序を乱し、その生徒としての本分に反した者

第9章 納付金減免

- 第30条 学校は下の各号の一に該当する場合は入学金、教育充実費、授業料、施設設備費を免除することができる。
- 1 学業成績が著しく顕著な者（うち一部免除もあり得る）
 - 2 スポーツ・文化活動においてその特技の著しい者（うち一部免除もあり得る）
 - 3 静岡県の減免補助金等の対象者で、必要と認めた者は、授業料のうち就学支援金を差し引いた額に対し、全額又は一部免除する。
 - 4 1～3に準じまたそれ以外でも特に必要と認めた者

雑 則

- 第31条 所要の細則は校長が定める。

但し、令和6年4月より、1年生から下記の金額を適用する。

第24条、第26条の別記表（年額）

（単位：円）

項目	学年	普通科	探究創造科	芸術科	
		特進	地域・科学	美術・書道	音楽
授業料	全学年	438,000	438,000	438,000	480,000
施設設備費	全学年	54,000	54,000	132,000	144,000
教育充実費	全学年	0	0	78,000	80,400

第25条の別記表（入学時）

（単位：円）

項目	普通科	探究創造科	芸術科	
	特進	地域・科学	美術・書道	音楽
入学金	100,000	100,000	150,000	165,000
教育充実費	125,000	125,000	125,000	190,000

但し、第14条に関わらず、令和6年度から8年度における生徒の定員は、下記のとおりとする。

	学科名	6年度	7年度	8年度
1年	普通	196	196	196
	探究創造	60	60	60
	芸術	70	70	70
	計	326	326	326
2年	普通	256	196	196
	探究創造		60	60
	芸術	70	70	70
	計	326	326	326
3年	普通	256	256	196
	探究創造			60
	芸術	70	70	70
	計	326	326	326
合計		978	978	978

附 則

この学則は、令和6年4月1日より施行する。

浜松学芸中学校 学則

第1章 総 則

第1条 本校は古今東西の哲学、宗教、道徳、教育の根本原理である信と愛との原理に基き生徒に須要な教育を施し、平和的な文化国家の建設に必要な人格を養成し、心身の発達に応じて中高一貫教育(併設型中学校)を施し、個性の伸長をはかることを目的とする。

第2条 本校は浜松学芸中学校と称し、静岡県浜松市中央区下池川町34番3号におく。

第2章 修業年限、学年学期及び休日

第3条 修業年限は3年とする。

第4条 学年は4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

第5条 休業日は、次のとおりとする。

- 1 国民の祝日に関する法律に規定する休日
- 2 日曜日及び毎月の第2土曜日、第4土曜日
- 3 夏季休業 7月21日から8月31日までの間において校長が定める期間
- 4 冬季休業 12月22日から1月7日までの間において校長が定める期間
- 5 春季休業 3月21日から4月6日までの間において校長が定める期間
- 6 その他校長が必要と認めた休業日

第3章 教育課程

第6条 教育課程は、別表に定める。

第4章 成績評価及び卒業

第7条 成績評価については、学習指導要領に基づいて、校長がこれを定める。

第8条 校長は、中学校の全課程を修了したと認めた者には、卒業証書を授与する。

第5章 生徒定員

第9条 生徒の定員は下のとおりとする。 ※但し、募集上の定員は各学年60名とする。

生徒定員			
1年	2年	3年	計
80	80	80	240

第6章 入学・出席停止・編入学・転学等

第10条 中学校の入学は学校教育法施行規則第65条の14で準用する第65条7の規定のほか、別に定めるところにより行う入学者の選抜に基づいて、校長がこれを許可する。

第11条 中学校に入学することができる者は、小学校の又はこれに準じる学校の課程を修了した者とする。

第12条 入学志願者は、検定料17,000円を納付する。

第13条 退学しようとする者は、保護者が連署した退学届を校長に提出して、その許可を得なければならない。

第14条 第1学年の途中又は第2学年以上に編入学しようとする者は、保護者と連署した編入学願及び在学・成績等の証明書を校長に提出しなければならない。

- 2 校長は、入学しようとする学年に在学する者と同等以上の学力があると認められた者については、教育上支障がない場合は、編入学を許可することができる。

第15条 他の中学校に転学しようとする者は、保護者と連署した転学願を校長に提出しなければならない。

- 2 前項の転学願を適当と認めたときは、校長は、転入学願及び成績証明書を転学先の中学校の校長に送付しなければならない。
- 3 他の中学校から転学を希望する者のあるときは、校長は、教育上支障がない場合は、転学を許可することができる。
- 4 転学を許可したときは、校長は、その旨を転学前の中学校の校長に通知し、指導要録の写しその他必要な書類の送付を受けなければならない。

第16条 校長は、生徒の成績を評価した結果、各学年の課程の修了又は卒業を認めることができないと判断したときは、当該生徒を現学年に留め置くことができる。

- 2 校長は、学校保健安全法施行規則に規定する感染症にかかり、又はそのおそれのある生徒に対して、出席停止を命ずることができる。

- 3 校長は、生徒の学業、性行、出欠席などの学校生活状況、および保護者の学納金納入などの経済状況について評価、考慮した結果、本高等学校への進学を認めることができないと判断したときは、当該生徒および保護者に対して進路変更を命ずることができる。

第7章 授業料・入学金及びその他費用徴収

- 第17条 授業料は別記金額とし、銀行口座引落とし（3分割）にて納入する。
但し毎月分納も妨げない。その場合は毎月5日に納入する。
- 第18条 入学時納付金は別記金額とし、入学に際して期日までに納入しなければならない。
- 第19条 その他納付金は別記金額とし銀行口座引落とし（3分割）にて納入する。
但し毎月分納も妨げない。その場合は毎月5日に納入する。
- 2 休学（留學も含む）する場合は、学納金の内、授業料のみ免除とする。

第8章 賞 罰

- 第20条 校長は、学業、人物その他について優秀な生徒を褒章することができる。
- 第21条 教育上必要と認めるときは、校長及び教員は、生徒に懲戒を加えることができる。
- 2 懲戒のうち、出席停止及び訓戒の処分は、校長・副校長・中学部長がこれを行う。
 - 3 前項の出席停止は、次の各号のいずれかに該当する場合に限る。
 - (1) 他の生徒に傷害、心身の苦痛又は財産上の損失を与える行為
 - (2) 職員に傷害又は心身の苦痛を与える行為
 - (3) 施設又は設備を損壊する行為
 - (4) 授業その他の教育活動の実施を妨げる行為
 - (5) その他法に触れる行為全般
 - 4 一定の出席停止期間を経ても、生徒に反省や改善の傾向が認められない場合、校長から退学を勧告する場合がある。

第9章 納付金減免

- 第22条 学校は下の各号の一に該当する場合は入学金、教育充実費、授業料、施設設備費を免除することができる。
- 1 学業成績が著しく顕著な者（うち一部免除もあり得る）
 - 2 スポーツ・文化活動においてその特技の著しい者（うち一部免除もあり得る）
 - 3 1～2に準じまたそれ以外でも特に必要と認めた者

雑 則

第23条 この規則の施行上必要な細則は、校長がこれを定める。

但し、令和2年4月より、1年生から下記の金額を適用する。

第17条、第19条の別記表（年額）
（単位：円）

項 目	学 年	金 額
授 業 料	全学年	438,000
施設設備費	全学年	54,000
教育充実費	全学年	0

第18条の別記表（入学時）
（単位：円）

項 目	金 額
入 学 金	100,000
教育充実費	125,000

附 則

この学則は、令和 6年4月1日より施行する。

浜松学芸中学校・高等学校教育後援会「大洋の会」会則

- 第1条 この会は浜松学芸中学校・高等学校教育後援会「大洋の会」（以下「本会」という）と称し、事務局を浜松学芸中学校・高等学校（以下「本校」という）に置く。
- 第2条 本会は本校の教育が円滑に行われるように協力し、その進展に寄与することを目的とする。
- 第3条 本会は第2条の目的を達成するために次の事業を行う。
1. 生徒の活動・指導に関する会員の緊密な協力に関すること。
 2. 学校教育活動及び関連行事ならびに教職員の研修活動への助成に関すること。
 3. 学校教育環境の整備・助成に関すること。
 4. その他、本会の目的を達成するために必要なこと。
- 第4条 本会の会員は次の者とする。
1. 本校に在学する生徒の保護者等
 2. 本会の趣旨に賛同する各方面の有志を賛助会員とし、入会については役員会で承認するものとする。
- 第5条 本会には次の役員を置く。
1. 会 長 1名
 2. 副 会 長 2名
 3. 常任理事 3名
 4. 監 事 3名
 5. 学年幹事 複数名(年度毎の学級数に応じた数を基本とし、入学時各学級2~3名とする)
- 第6条 本会には次の組織を置く。
1. 総 会 全会員及び学校関係者で構成する。ただし、議決権は第4条1の者のみ有する。
 2. 理 事 会 第5条の該当者及び関係者で構成する。
 3. 役 員 会 第5条の1~4の該当者及び関係者で構成し、本会運営上、必要な事項について議定する。
 4. 事 務 局 本校職員(若干名)で構成し、庶務及び会計事務に従事する。
- 第7条 本会の役員は下記の通り選出する。
1. 第5条の役員は、第4条1の中から選任する。
 2. 会長は理事会において推薦し、総会の承認を得るものとする。
 3. 副会長、常任理事、監事、学年幹事は会長が委嘱する。
- 第8条 本会の役員の任務は下記の通りとする。
1. 会 長 本会を代表し会務を掌理し、議長となる。
 2. 副 会 長 会長を補佐し、会長事故あるときは、これを代理する。
 3. 常任理事 会長、副会長を補佐し事業実施に従事する。
 4. 監 事 会計を監査する。
 5. 学年幹事 本会の事業、予算、決算を審議し、その他必要事項を議定する。
- 第9条 第5条の役員の任期は3年間(役職は1年毎に見直し)とし、再任を妨げない。
なお、欠員を生じたときは補充し、その任期は残余期間とする。
- 第10条 本会は毎年1回、年度始めに定時総会を開き下記の事項を行う。また必要に応じ臨時総会を開く。
1. 会務報告
 2. 予算・決算の議決承認
 3. 役員選出
 4. その他重要事項
- 第11条 本会の総会・理事会・役員会は会長が招集する。
- 第12条 会議は出席会員の過半数で決する。
- 第13条 本会の経費は会費及び寄付金をあてる。
1. 会費 月額1,600円(年間19,200円)とする。ただし、第4条1の者のみから徴収するものとし諸費から充当する。
 2. 寄付金は、随時受け付ける。
- 第14条 本会則の改正は理事会の議決を経て、総会の承認を得るものとする。
- 第15条 本会の会計年度は毎年4月1日に始まり、翌年3月31日をもって終わる。

付 則

本会則は令和2年5月15日より施行する。

中学校教育課程表

		中 1	中 2	中 3	小 計
必修教科	国 語	4.5	5	4.5	14
		157.5	175	157.5	490
	社 会	3	3	4	10
		105	105	140	350
	数 学	4.5	4.5	5	14
		157.5	157.5	175	490
	理 科	3	4	4	11
		105	140	140	385
	音 楽	1.5	1	1	3.5
		55	35	35	125
	美 術	1.5	1	1	3.5
		50	35	35	120
	保 健 体 育	3	3	3	9
		105	105	105	315
	技 術 ・ 家 庭	2	2	1	5
		70	70	35	175
	外 国 語	6	5.5	5.5	17
		210	192.5	192.5	595
	道 徳	1	1	1	3
		35	35	35	105
特 別 活 動	1	1	1	3	
	35	35	35	105	
総 合 的 な 学 習	3	3	3	9	
	105	105	105	315	
総 授 業 時 数	34	34	34	102	
	1190	1190	1190	3570	

※ 各教科とも上段は単位数、下段は年間授業時間数を表す。

学習の評価と単位の認定【高等学校用】

1. 通知表

(1) 成績について

1. 成績は5段階で表示します。

5	4	3	2	1
特に高い程度	高い程度	おおむね達成している	達成が不十分	達成が著しく不十分

観点別学習状況の評価「知識・技能」「思考・判断・表現」「主体的に学習に取り組む態度」の3観点に基づき、5段階評価をつけます。

(2) 欠課時数について

1. 欠課時数は各教科、科目の授業に欠席した時間数のことです。授業に欠席した場合は、理由のいかんを問わず欠課時数1回として記録します。
2. 7月末において赤丸で囲んだ欠課時数は、時間数不足による単位不認定の警告を意味します。
3. 学年末に時間数不足の評定を受けた場合は、単位修得ができず、不認定となります。(進級または卒業ができないということです。)
4. 各定期試験の時点での欠課時数の警告の目安と1年間の制限欠課時数は次の表の通りです。

	欠課時数の警告の目安		制限欠課時数
	第1回中間試験	第2回中間試験	
週1時間の授業	2時間	3時間	5時間
週2時間の授業	4時間	7時間	10時間
週3時間の授業	6時間	11時間	15時間
週4時間の授業	8時間	15時間	20時間
週5時間の授業	10時間	18時間	25時間
週6時間の授業	12時間	22時間	30時間
週7時間の授業	14時間	26時間	35時間

(3) 出欠の記録について

1. 出席停止、忌引き等の日数の欄には次のような場合の日数が記入されます。
 - ① 出席停止… ・天災・感染症等で、生徒または保護者の責任に帰することのできない場合。
・進学・就職の受験により出席できなかった場合。
・謹慎で学校を欠席した場合、その他。
 - ② 忌引き … ・父母及びそれに代わる保護者(7日)、祖父母・兄弟・姉妹(3日)、
伯父父母・従兄弟・甥・姪(1日)等の死去の際は忌引き扱いになります。
・忌引き期間中の「土日祝」は、忌引き期間に含まれます。
2. ㊦は公認欠席のことをいいます。
運動競技の対外試合や文化関係行事等で出席できない場合で、学校長が教育活動の一部として行動したものと認め、出席扱いとした日数のことです。
3. 欠席欄のうち、事故欠は出席停止、忌引きや㊦を除いて、病気以外の欠席を記入します。例えば、兄や姉の結婚式、家族旅行など、家庭の都合で欠席した場合、学校行事を病気以外の理由で欠席した場合などです。
4. 長く欠席する場合は医師の証明書を必要とします。

2. 単位の不認定

次の各項の一つに該当する場合は単位不認定とします。

1. 成績不良者
2. 授業時間数不足者(学年末に欠課時間数が制限時間数をこえた者)
3. 学習態度がきわめて悪く、所定の課題(提出物)を提出しない者

3. 単位の追加認定

(1) 成績不良者には単位の追加認定試験を行います。

1. 高1・高2生の場合
春休みに特別の補講(または課題)を受けた後、追認試験(2回)が受けられます。
2. 高3生の場合
共通テスト後に特別の補講(または課題)を受けた後、追認試験(2回)が受けられます。

(2) 授業時間数不足者(欠課が制限欠課時数をこえた者)には追加認定補習を行います。

1. 高1・高2生の場合
春休みに特別に学校で設定した追認補習が受けられます。
2. 高3生の場合
共通テスト後に特別に学校で設定した追認補習が受けられます。

4. 単位の不認定者の警告

(1) 授業時間数不足、もしくは成績不良で単位修得に懸念のある場合、随時家庭に連絡します。

(特別保護者会に出席して頂く場合もあります。)

(2) 第2回中間試験の時点で欠課が所定の時間数をこえた者に対しては、家庭に郵送で連絡します。

(特別保護者会に出席して頂く場合もあります。)

5. 卒業の認定

3ヶ年を通じて次の条件が満たされないとき、卒業を延期します。

- (1) 学校が履修させた教科・科目の単位数をすべて修得すること。
- (2) 出席日数が満たされること。
- (3) 教科以外の教育活動の成果が、その目的からみて満足できると認められること。

6. 定期テスト

学年	第1回中間試験	第2回中間試験	学年末試験
1・2年生	6月	11月	2月
3年生	6月	11月	

※高3生は、学年末試験を実施しません。

学習の評価【中学校用】

1. 通知表

(1) 成績について

成績は5段階で表示します。

5	4	3	2	1
特に程度の高いもの	十分満足できる	おおむね満足できる	努力を要する	一層努力を要する

観点別学習状況の評価「知識・技能」「思考・判断・表現」「主体的に学習に取り組む態度」の3観点に基づき、5段階評価をつけます。

(2) 特別活動の記録について

下記の活動について、生徒の活動が評価の趣旨に照らして十分満足できる状況であるとき○が記入されます。

活動	学級活動	生徒会活動	学校行事
評価の趣旨	話し合いや係の仕事などを進んで行い、学級生活の向上や、よりよい生活を目指し、諸問題の解決に努めるとともに、現在及び将来の生き方を幅広く考え、積極的に自己を生かしている。	委員会の仕事などを進んで行い、全校的な視野に立って、学校生活の向上や他のためを考え、自己の役割を果たしている。	全校や学年の一員としての自覚を持ち、集団や社会における自己の役割を考え、望ましい行動をしている。

(3) 行動の記録について

次の十項目について、生徒の活動が評価の趣旨に照らして十分満足できる状況であるとき○が記入されます。

項目	趣 旨
基本的な生活習慣	自他の安全につとめ、礼儀正しく節度を守り節制に心掛け調和のある生活をする。
健康・体力の向上	活力ある生活を送るための心身の健康の保持増進と体力の向上に努めている。
自主・自律	自分で考え、的確に判断し、自制心を持って自律的に行動するとともに、より高い目標の実現に向けて計画し根気強く努力する。
責任感	自分の役割を自覚して誠実にやり抜き、その結果に責任を負う。
創意工夫	探究的な態度を持ち、進んで新しい考え方や方法を見付け、自らの個性を生かした生活を工夫する。
思いやり・協力	誰に対しても思いやりと感謝の心を持ち、自他を尊重し広い心で共に協力し、よりよく生きていこうとする。
生命尊重・自然愛護	進んで自然を愛護し、自他の生命を尊重する。
勤労・奉仕	勤労の尊さや意義を理解して望ましい職業観を持ち、進んで仕事や奉仕活動をする。
公正・公平	正と不正を見極め、誘惑に負けることなく公正な態度がとれ、差別や偏見をもつことなく公平に行動する。
公共心・公德心	規則を尊重し、公德を大切にするとともに、我が国の文化や伝統を大切に、国際的視野に立って公共のために役に立つことを進んで行う。

(4) 出欠の記録について

1. 出席停止、忌引き等の日数の欄には次のような場合の日数が記入されます。

- ① 出席停止… ・天災・感染症等で、生徒または保護者の責任に帰することのできない場合。
・進学・就職の受験により出席できなかった場合。
・学校が指導上必要と判断し出席を停止された場合。
- ② 忌引き … ・父母及びそれに代わる保護者(7日)、祖父母・兄弟・姉妹(3日)、
伯父父母・従兄弟・甥・姪(1日)等の死去の際は忌引き扱いになります。
・忌引きの期間中の「土日祝」は、忌引き期間に含まれます。

2. ㊦は公認欠席のことをいいます。

運動競技の対外試合や文化関係行事等で出席できない場合で、学校長が教育活動の一部として行動したものと認め、出席扱いとした日数のことです。

3. 欠席欄のうち、事故欠は出席停止、忌引きや㊦を除いて、病気以外の欠席を記入します。例えば、兄や姉の結婚式、家族旅行など、家庭の都合で欠席した場合、学校行事を病気以外の理由で欠席した場合などです。

4. 長く欠席する場合は医師の証明書を必要とします。

2. 定期テスト

定期テストは第1回中間、第2回中間、学年末の3回実施します。

保健室の利用について

1. 傷病者はHR（教科）担任に連絡をし、状況に応じて保健委員（HRの生徒）が付き添い来室する。
2. 入室したら、HR、氏名、用件（傷病の状況）を伝え、傷病者は来室記録を記入する。
3. 傷病者の傷病の手当てやベッド利用については、養護教諭の指示に従う。（保健室休養は原則1時間）
4. 内服薬は与えない。
5. 傷病者の早退は、保健室にて早退用紙に必要事項を記入し、担任の許可印をもらう等の手続きを必ずとる。
6. 「独立行政法人日本スポーツ振興センター」の災害共済給付制度に加入している生徒が、学校管理下での負傷等で医療を受けた場合は、担任または保健室に届け出る。

※給付を受けるためには、保健室より申請用紙を受け取り、受診した医療機関にて証明を受ける。

※日本スポーツ振興センターにおいて審査の上、給付金額が決定され、本校を通じて学納金振替口座へ支払われる。（振込手数料110円を差し引きます）

※浜松市在住の中学生については「浜松市学童等災害共済」に加入しているため、同様に届け出る。

7. 在学中に保険証が新しくなった場合は、改めて保険証番号を報告する。
8. 喘息、食物アレルギー等があり、学校で対応が必要な生徒は「学校生活管理指導表」を提出する。学校では、「学校生活管理指導表」を基にアレルギー対応をする。
9. 学校感染症による出席停止について

医師より感染症と診断、又は疑いがあると言われた場合は、速やかに担任に連絡する。その後、医師により感染のおそれがないと認められた際には、「登校許可証明書」を医師に記入してもらい、担任へ提出する。

（新型コロナウイルス、インフルエンザの場合は別紙参照。）

※次頁にある証明書をコピーして使用するか保健室にある用紙を使うこと。

※本校ホームページからダウンロードもできます。

ダウンロードはこちら⇒<http://www.gakugei.ed.jp/pdf/infection.pdf>

浜松学芸 感染症

検索

いずれの場合も下記のように記入日・学年・組・番・氏名を記入し、該当の感染症に○印をつけること。

ここは保護者等が記入してください

年 組 番 氏名

令和 ____ 年 ____ 月 ____ 日

浜松学芸中学校・高等学校 校長

学校感染症による出席停止のお知らせ

お方は、下記の疾病(○印)にかかっているか、又はその疑いがあります。
 つきましては、学校保健安全法第19条の規定により、出席停止して下さい。
 なお、病気が治りましたら、下の登校許可証明書に医師に記入してもらい、学校へご提出下さい。

種	○印	感染症名	出席停止の期間の基準
1		病名()	治癒するまで。
		インフルエンザ(型)	発症した後5日を経過し、かつ解熱した後2日を経過するまで。
		百日咳	特有の咳が消失するまで又は15日間の適正な抗菌薬投与期間による治療が終了するまで。
		麻疹(はしか)	解熱した後3日を経過するまで。
		流行性耳下腺炎(おたふくかぜ)	耳下腺、咽下腺又は舌下腺の腫脹が解熱した後5日を経過し、かつ、全身症状が良好になるまで。
2		風しん	発しんが消失するまで。
		水痘(みずぼうそう)	すべての発しんが痂皮化するまで。
		咽頭結膜熱	主要症状が消退した後2日を経過するまで。
		結核	病状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるとき。
		髄膜炎 菌性髄膜炎	病状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるとき。
3		コレラ	病状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるとき。
		細菌性赤痢	
		腸管出血性大腸菌感染症	
		腸チフス	
		パラチフス	
		流行性角結膜炎	
	急性出血性結膜炎	その他の感染症()	

※学校保健安全法第19条は「校長は、感染症にかかっており、かかっている疑いがあり、又はかかるおそれのある児童生徒等があるときは、政令の定めるところにより、出席を停止させることができる。」と定めています。

登校許可証明書

学校長様

年 組 番 氏名

1 病名を記入又は、○で囲んで下さい。

第一種	病名()
第二種	百日咳 麻疹 流行性耳下腺炎 風しん 水痘 咽頭結膜熱 結核 髄膜炎 菌性髄膜炎 (インフルエンザは別紙)
第三種	コレラ 細菌性赤痢 腸管出血性大腸菌感染症 腸チフス パラチフス 流行性角結膜炎 急性出血性結膜炎 その他の感染症()

2 停止期間

上記の者の疾病は感染するおそれなくなりましたので、登校しても差し支えないものと認めます。

令和 ____ 年 ____ 月 ____ 日

医療機関
医師名 _____ 印

の部分は
医師が記入します

学校感染症による出席停止のお知らせ

お子様は、下記の疾病(○印)にかかっているか、又はその疑いがあります。
つきましては、学校保健安全法第19条の規定により、出席停止をして下さい。
なお、病気が治りましたら、下の登校許可証明書に医師に記入してもらい、学校へご提出下さい。

種	○印	感染症名	出席停止の期間の基準 (ただし、病状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認められた時は、この限りではない。)
1		病名 ()	治癒するまで。
2		百日咳	特有の咳が消失するまで又は5日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで。
		麻疹(はしか)	解熱した後3日を経過するまで。
		流行性耳下腺炎(おたふくかぜ)	耳下腺、顎下腺又は舌下腺の腫脹が発現した後5日経過し、かつ、全身症状が良好になるまで。
		風しん	発しんが消失するまで。
		水痘(みずぼうそう)	すべての発しんが痂皮化するまで。
		咽頭結膜熱	主要症状が消退した後2日を経過するまで。
		結核	病状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるまで。
		髄膜炎菌性髄膜炎	病状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるまで。
3		コレラ	病状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるまで。
		細菌性赤痢	
		腸管出血性大腸菌感染症	
		腸チフス	
		パラチフス	
		流行性角結膜炎	
		急性出血性結膜炎	
		※その他の感染症 ()	

※学校保健安全法第19条は「校長は、感染症にかかっており、かかっている疑いがあり、又はかかるおそれのある児童生徒等があるときは、政令の定めるところにより、出席を停止させることができる。」と定めています。

登校許可証明書

学校長様

年 組 番 氏名

1 病名を記入又は、○で囲んで下さい。

第一種	病名 ()
第二種	百日咳 麻疹 流行性耳下腺炎 風しん 水痘 咽頭結膜熱 結核 髄膜炎菌性髄膜炎
第三種	コレラ 細菌性赤痢 腸管出血性大腸菌感染症 腸チフス パラチフス 流行性角結膜炎 急性出血性結膜炎 その他の感染症 ()

2 停止期間 ____ 月 ____ 日から ____ 月 ____ 日まで
上記の者の疾病は感染するおそれなくなりましたので、登校しても差し支えないものと認めます。

令和 ____ 年 ____ 月 ____ 日

医療機関

医師名 _____ 印

新型コロナウイルス・インフルエンザ経過報告書（保護者等記入）

中・高 学年（ ） クラス（ ） 番号（ ） 生徒氏名

症状出現日：令和 年 月 日（発症0日）

医療機関診断日：令和 年 月 日（発症0日）

医師からの注意事項（学校へ伝えること）

◆新型コロナウイルス感染症の出席停止期間は、学校保健安全法施行規則第19条第2項により、「発症した後5日を経過し、かつ、症状が軽快した後1日を経過するまで」とされていますので、発症した日を0日として、そこから5日間（計6日間）は登校できません。また、症状軽快とは解熱剤を使用せずに解熱し、かつ、呼吸器症状が改善傾向にあることを指し、症状が軽快した日を0日として1日を経過する必要があります。※無症状の感染者に対する期間は、検体を採取した日から5日を経過するまでを基準とします。

◆季節性インフルエンザの出席停止期間は、学校保健安全法施行規則第19条第2項により、「発症した後5日を経過し、かつ、解熱した後2日を経過するまで」とされていますので、発症した日を0日として、そこから5日間（計6日間）は登校できません。また、平熱となった日を解熱0日目とし、平熱で過ごせる日を2日間経過する必要があります。

経過日数	月日	午前測定時刻：体温		午後測定時刻：体温	
発症日 (0日目)	月 日	午前	時 分： 度	午後	時 分： 度
1日目	月 日	午前	時 分： 度	午後	時 分： 度
2日目	月 日	午前	時 分： 度	午後	時 分： 度
3日目	月 日	午前	時 分： 度	午後	時 分： 度
4日目	月 日	午前	時 分： 度	午後	時 分： 度
5日目	月 日	午前	時 分： 度	午後	時 分： 度
6日目	月 日	午前	時 分： 度	午後	時 分： 度
7日目	月 日	午前	時 分： 度	午後	時 分： 度
8日目	月 日	午前	時 分： 度	午後	時 分： 度
9日目	月 日	午前	時 分： 度	午後	時 分： 度
10日目	月 日	午前	時 分： 度	午後	時 分： 度

保護者等氏名

教育相談室の利用について

本校では教育相談室を設け、生徒や保護者等の方の相談をお受けしています。臨床心理士の資格を持つカウンセラーが、生徒が心身ともに健康で充実した学校生活を送ることができるよう、様々な支援をしています。

相談室の利用を希望される場合は、以下をご覧ください。

1. 対象者 本校生徒およびその保護者等

2. 相談日時 原則的に学校開校日の木曜日・金曜日の授業時間

3. 相談場所 教育相談室（北館2階）

4. 相談者 公認心理士・臨床心理士 後藤知子先生

5. 申し込み 生徒：担任や養護教諭・部活顧問など、最寄りの教員まで申し出てください。
保護者等：電話でお申し込みください。担任・主任・科長・教育相談係長など、本校のどの教員に連絡いただいても構いません。

☎053-471-5336

相談内容についての秘密は厳守いたしますので、気軽にご相談ください。

育英奨学事業団体等の一覧

番号	事業主体	名称	所在地	採用条件	給付・貸与月額	返還方法
1	静岡県	静岡県高等学校教育資金(貸与)	静岡市葵区追手町9-6	<ul style="list-style-type: none"> 県内居住者 1年生は中学3年時の成績3.5以上、2年生以上にあつては、全科目の成績の平均値が3.0以上 学資の支弁が困難であり、所定の基準内であること 	私立高校 (自宅) 30,000円 (自宅外) 35,000円	貸与をうけた金額により異なる。貸与終了後、6ヶ月据置期間をおいてから5年～12年間。返還猶予あり。
2	浜松市	浜松市奨学金(貸与)	浜松市中区中央一丁目2-1 イーステッジ浜松 オフィス棟6階	<ul style="list-style-type: none"> 浜松市に住所を有する者の子等であること 学業成績優秀であること 全科目の成績の平均値が3.0以上 大学等への進学が決まっていること <p>(注)他の貸与型奨学金との併用はできない</p>	45,000円以内で本人の希望により5千円単位で変更可能	貸与を受けた期間の3倍に相当する期間内
3	日本学生支援機構	大学・短大・専門学校奨学生(給付)	神奈川県横浜市緑区長津田町4259 S-3	学力基準 (1)、(2)のいずれかに該当 (1) 全科目の成績の平均値が5段階で3.5以上である (2) (1)以外に該当しない場合、学修意欲を有すること 家計基準(※1) 収入基準(第Ⅰ～第Ⅲ区分)と資産基準に該当すること	第Ⅰ区分 国公立大学 私立大学 自宅通学 29,200円 38,300円 自宅外通学 66,700円 75,800円 第Ⅱ区分 国公立大学 私立大学 自宅通学 19,500円 25,600円 自宅外通学 44,500円 50,600円 第Ⅲ区分 国公立大学 私立大学 自宅通学 9,800円 12,800円 自宅外通学 22,300円 25,300円	返還期間(回数)は返還方式に応じて異なる。
		大学・短大・専門学校奨学生(貸与)		学力基準 一種 全科目の成績の平均値が5段階で3.5以上である(特例措置あり) 二種 全科目の成績の平均値が平均水準以上である 家計基準(※2) 世帯人数ごとに設定された収入基準額以下であること	第一種 国公立大学 私立大学 私立短大 自宅通学 45,000円 54,000円 53,000円 自宅外通学 51,000円 64,000円 60,000円 (最大貸与額を記載しております。) 第二種 20,000円～120,000円で選択 本人の希望により10,000円単位 第一種は無利子、第二種は有利子	
4	社会福祉法人	静岡県育英会(貸与)	静岡市葵区駿府町1-70	<ul style="list-style-type: none"> 保護者が県内に居住していて、所得基準以内にあること。 全科目の成績の平均値が2.2以上 <p>(注)他の母子福祉法による修学制度があるが、両方の奨学金を同時に借用することはできない。</p>	私立高校 24,000円	6ヶ月据置20年以内月、半年、年賦等免除猶予規定あり
5	公益財団法人	交通遺児育英会(貸与)	東京都千代田区平河町2-6-1	<ul style="list-style-type: none"> 保護者等が道路における交通事故で死亡したり重い後遺障害のため働けず、経済的に修学が困難な場合(学力不問) 応募者が生まれる前に保護者が後遺障害となった場合 <p>(注)他の奨学金との併用は可能である。</p>	高校 20,000円 ～ 40,000円 大学 40,000円 ～ 60,000円 高校入学一時金 200,000円 ～ 600,000円 大学入学一時金 400,000円 ～ 800,000円	6ヶ月据置月、半年、年賦等免除猶予規定あり
6	一般財団法人	あしなが育英会(給付貸与)	東京都千代田区平河町2-7-5	<ul style="list-style-type: none"> 保護者が病気や災害、自死などによって、死亡または保護者が1級から5級の障がい認定を受けていて、経済的な援助を必要としている場合(学力不問) <p>(注)他の奨学金との併用は可能である。</p>	高等学校奨学生 30,000円(給付) 大学・短大予約 40,000円(貸与)	20年以内の割賦返還。返還猶予あり

その他の学校宛に届く奨学金の募集案内は、その都度、C-learning等で連絡いたします。

※1、2の詳細は、日本学生支援機構ホームページをご覧ください。

『中村育英会奨学金制度』規約

【高校奨学生】

《学業奨学生》

資格：以下の条件をすべて満たす者

- ①本校普通科・探究創造科在籍者
- ②四年制大学への進学を志す者
- ③学業優秀で心身ともに健康である者

選考：中村育英会審議委員会

種別：

- ・単願特待生：本校受験時に単願で中学校の成績等が優秀な者
成績に応じて奨学金を支給
期間：原則3年間支給（毎年資格審査を実施）
- ・併願特待生：本校受験時に併願で入学試験において、その成績が上位の者
成績が上位の者に奨学金を支給
期間：原則3年間支給（毎年資格審査を実施）
- ・学業成績優秀特待生：入学後の定期試験・外部模試等の学業成績が優秀な者
成績に応じて奨学金を支給
期間：高校2年次より支給（毎年資格審査を実施）

《芸術スポーツ奨学生》

資格：全科・全コース生徒のうち、学業・実技ともに高い能力を備えた生徒を対象

選考：実技担当者、または該当部活動顧問と中村育英会審議委員会が協議の上決定

期間：実技担当者、または該当部活動顧問と中村育英会審議委員会が協議の上決定

【中学校・高校奨学生】

《兄弟姉妹奨学生》

資格：兄弟姉妹が本校に在学する者

特典：兄姉1人分の授業料より半額免除

（授業料より就学支援金・県の減免費補助金等を差し引いた額の半額）

期間：兄弟姉妹が本校に在学する間

【中学校奨学生】

《学業奨学生》

資格：入学後の定期試験・外部模試等の学業成績が優秀で、心身ともに健康な者

選考：中村育英会審議委員会

期間：中学2年生より支給（毎年資格審査を実施）

◆付 則

- ① 各奨学金の併給はできない。
- ② 「単願特待生」「併願特待生」の特典を受けている者が、「学業成績優秀特待生」の特典を受ける資格を得ても、「学業成績優秀特待生」の特典に切り替えることはできない。
- ③ この中村育英会奨学金は、本校独自のものであり、原則として返還義務は生じない。

生徒心得

「時を守り，場を清め，礼を正す」

ことを通じて，基本的な生活習慣を確立するように努める。

1. 欠席・遅刻・早退・欠課について

(1) 欠席

- ① 欠席する場合は，保護者等が **C-learning** で当日 **8:30 まで** に連絡する。
電話の場合は原則として **8:00 ～ 8:30** に **保護者等** が学校に連絡をとること。
〈浜松学芸中学校・高等学校 053-471-5336〉
- ② 欠席が前もって判明している時は，保護者等を通じて担任まで申し出ておくこと。
※音楽コースの生徒がレッスン日に欠席する場合には，担当の先生にも連絡する。
- ③ 欠席が1週間以上になるような場合は，医師の診断書等を提出願うことがある。
- ④ 連日欠席の場合も，毎日連絡をすること。

(2) 遅刻

- ① 8:30 までに教室に入っていること。
- ② 遅刻する時の連絡については，(1) 欠席の①②に準じる。
- ③ 遅刻した生徒は，登校後速やかに担任に申し出ること。
- ④ 遅刻回数が増える場合は，保護者等に連絡し来校していただくこともある。

(3) 早退

- ① 早退の場合は，原則として養護教諭より所定事項を記入・押印した「出欠の届」を受けとり，それを担任に提出し，許可を受けてから早退すること。友人等に提出を依頼してはいけない。
- ② 帰宅したら学校にその旨を連絡すること。
- ③ 後日登校する際は，「出欠の届」に保護者等に押印してもらい，担任に提出する。

(4) 欠課

やむを得ず欠課する場合や欠課した場合は，必ず担任に申し出ること。

(5) その他

部活・進学・就職，その他公用による欠席・遅刻・早退・欠課の場合は，必要な手続きをとること。

2. 服装について

(1) 制服

- ① 学校生活においては、制服着用を基本とする。夏服・冬服の着用期間は特に定めない。ジャケット着用時はネクタイ・リボンを着用すること。
- ② 制服に手をくわえること、規定外のシャツなどの着用は禁止する。

●スカート

—冬服—

規定の制服を着用する。

ソックスは紺または黒で、市販のものを各自購入する。

丈はひざ下までとするが、足首の安全面の観点からくるぶしを覆うものを推奨する。

—夏服—

規定の制服または準制服を着用する。ソックスについても冬服着用時と同様。

●スラックス

—冬服—

規定の制服を着用する。ソックスは市販のものを各自購入する。

ベルトは黒のシンプルなものとする。

—夏服—

規定の制服または準制服を着用する。ベルトについても冬服と同様。

(2) 制 靴

- ① 通学用靴 各自で用意した黒等のローファー（右図）または運動靴（色指定なし）。登下校時の安全を考慮し、ヒールの高いものやソールの厚いものはさける。下駄箱からはみ出すものもさける。
- ② 上 ば き 学校規定のものとする。
- ③ 運 動 靴 体育が屋外のときは各自が持参したものを使用する。体育館使用のときは、規定の体育館シューズを使用する。



(3) 防寒具

ジャケットを着用しても、さらに防寒用にコート等が必要な者は、通学に適したものをジャケットの上に着用する。セーター・ベスト・マフラー等は各自用意したものを使用する。

スカート着用時に防寒のためタイツを使用する場合は、黒またはベージュのものを着用する。

3. 所持品について

(1) 学生証(Gカード)

身分証は、本校の生徒であることを明示するものである。常時携帯する。

(2) かばん

登下校時の安全に留意したかばんを使用する。1つにまとまり、両手が自由になるものが望ましい。他校のかばんは使用しないこと。

(3) 所持品

- ① 多額の金銭や不要な貴重品は持参しない。貴重品は身につけるか、担任に預けるようにする。
- ② 紛失・盗難防止に心掛け、所持品には必ず氏名を記入する。
- ③ 学習上必要でないもの（カード・トランプ・ゲーム類・雑誌・マンガ本・化粧品・危険物等）は持参しない。

4. 頭髪・その他

- (1) パーマ・染髪は禁止する。
- (2) 後ろ髪が両肩を結んだ線を越える場合はしぼる。
- (3) 髪を束ねる時はゴム・クリップ・ピン等を使用するが、華美な飾りのついているものは避ける。
- (4) ひげや化粧・マニキュアの使用は禁止とする。
- (5) ピアス・ネックレス・指輪・イヤリング・リボン・カラーコンタクト等の装飾品の着用は禁止する。

5. 校内生活について

(1) 登校後は授業終了まで外出しない

特に必要のある場合は関係の先生の許可を得ること。

(2) 職員室出入り

紛失・盗難を避けるため、職員室の出入口付近に荷物を放置しない。

(3) 屋上等立入禁止場所には入らない

(4) 教室の利用

- ① 教室内に誰もいなくなる時は、必ず施錠をする。(廊下側の窓の施錠も行う)
- ② 貴重品は教室に放置しない。
- ③ 年度当初にクラス担任より指定されたロッカーを使用する。

(5) 遺失物・拾得物・盗難

遺失物・拾得物あるいは盗難にあった場合は、すみやかに担任（または係の先生）に報告する。

(6) 金銭・物品の貸借の禁止

友人間においては、みだりに金銭・物品の貸借をしない。

(7) 更衣室の利用

使用後は私物を放置しない。

(8) スマートフォン・SNSの使用

- ① 教育目的に限定し、校内での使用を認める。
- ② 校外においても、マナー等に反する行為があった場合は指導の対象となる。
- ③ 「他人の誹謗中傷をしない」「個人が特定される情報を開示しない」「自画撮りをしない・送らない」「ネットで知り合った人と直接会わない」ことを厳守する。

(9) 政治的活動

校内での政治的活動・選挙運動・投票運動等は禁止する。

6. 校外生活について

(1) 友人間の外泊

友人間の外泊は禁止する。また、保護者等の伴わない外泊も禁止する。

(2) 出入りを禁止している場所

中・高校生が入場を禁止されている場所

(3) 登下校時の注意

- ① バス・電車などの乗車マナーには十分注意を払い、他の乗降客の迷惑にならないようにする。
「列に並ぶ」 「荷物はヒザの上に」 「車内では静かに」 「席を譲る」
- ② 交通ルール・マナーを必ず守る。事故に巻き込まれた場合は、次ページ(9) 自転車通学の⑩を参考にする。
- ③ 安全のため、自転車運転中や歩行中にスマートフォン・携帯音楽プレーヤーを使用しない。

(4) 祭礼行事への参加は所定の手続きを経る

(5) 外部団体加入・課外(校外)活動申請

- ① 外部団体に加入したり課外(校外)活動に参加したりする場合には、申請書提出を求めることがある。
- ② 本校の教育活動や、学校行事に影響を与えるような課外(校外)活動はしない。

(6) アルバイト(高校生のみ)

- ① アルバイトは原則的に認めない。ただし家庭事情によりやむを得ない場合は、担任に相談する。
手続きは以下の通りである。
保護者等来校 → 担任と面談 → 各部署で承認された後許可願を担任より受けとる → 許可願をアルバイト先に持参 → 必要事項を企業の責任者に記入してもらい担任に再提出 → 許可
- ② アルバイト許可の日時は、学業・学校行事を最優先とし、かつ決められた外出時間内であること。
- ③ 高校3年生については、1月下旬以降の家庭学習期間中から進路が確定した者に限り、アルバイトを許可する。手続き方法は上記に準ずるが、保護者等からの申し出は電話連絡で可とする。

(7) 運転免許取得

高校3年生のみ、以下の条件で1月の家庭学習期間から自動車学校への通学を許可する。

- ① 進路が確定していること。
- ② 学校行事(登校日・補習・追試など)を最優先とする。
- ③ 本校主催の入校説明会に参加し、必要な手続きをとる。
- ④ 宿泊を伴う合宿での免許取得、および二輪免許の取得は認めない。

(9) 自転車通学

- ① 自転車通学は許可制とする。
- ② 許可条件
 - ・原則として、本校で規定した範囲外の地点より通学するものを許可する。(直線で1kmを超える場合)
 - ・自転車損害賠償責任保険に必ず加入する。
 - ※ 自宅近くの駅まで自転車を使用するなど、校内に自転車を持ち入れない者も保険に加入する。
 - ・ライト・ベル・スタンド・泥よけ・鍵(2個)・反射鏡が備わり、ブレーキがしっかりきくこと。
 - ・中学生はヘルメットを着用すること。高校生も安全面から着用を勧める。
- ③ 手続き
生徒指導係へ許可願を提出 → 自転車点検 → ステッカーを交付
新たに自転車通学を希望する場合や自転車を変更する場合は、担任まで申し出ること。
- ④ 許可された者は、所定の場所に交付されたステッカーを貼ること。
- ⑤ 学校敷地内では自転車を降りて押すこと。
- ⑥ 自転車は駐輪場の所定の場所に整理してとめ、必ず施錠をする。
- ⑦ 自転車の改造は禁止する。駐輪・施錠等のマナーの悪い者は指導の対象となる。
- ⑧ 警察官や交通指導員から「自転車安全指導カード」を渡された場合は、すみやかに担任に提出する。
- ⑨ 雨天の場合は雨合羽を着用する。傘さし運転はしないこと。
- ⑩ 事故を起こしてしまった場合は、相手の連絡先(学校名・会社名・電話番号)をきき、車のナンバー(自転車ステッカーナンバー)をチェックし、必ず警察・保護者等・学校に連絡する。
その場ではケガ等がないと判断しても、後になって症状が出る場合もあるので注意すること。

7. 諸届け・願いについて

(1) 次の場合は担任に申し出ること

- ① 欠席・忌引・遅刻・早退・欠課する場合
- ② 必要があつて校外に出る場合
- ③ 必要があつて異装をする場合
- ④ 宿泊を伴う旅行(オープンキャンパス等を含む)および学割が必要な場合
- ⑤ 外部団体に加入したり、課外活動(音楽活動・作品展示等)に参加したりする場合
- ⑥ 病気やケガによる校内への送迎や、大きな作品・楽器等の校内への搬入を希望する場合

(2) 次の願いは担任に申し出て、校長の許可を得ること

- ・退学願
- ・休学願
- ・転学願
- ・復学願

8. 学芸レストランの利用について

- ① 営業時間 売店 平日 9:00 ~ 18:00
土曜 9:00 ~ 16:00

※売店では文具、雑貨、学校指定品も取り扱っている。

レストラン 12:30 ~ 13:15 (土曜は12:10 ~)

② 注意事項

- ・ レストランの箸・スプーンを利用した場合は、必ず食堂に返却する。
- ・ 歩きながらの飲食はしない。
- ・ 食事をした後はテーブルを拭き、椅子を元の場所に戻し、食器をかたづけろ。
- ・ 食堂で出たゴミは青いポリバケツに、ペットボトルは専用のゴミ箱に分別して捨てる。
- ・ 食器は大切に扱い、返却口では投げないようにする。
- ・ 食券の有効期限は当日の昼休みまでである。過時間・過日の場合は、返金できない。
- ・ 授業に遅れないようにレストランを利用する。
- ・ 売店内にはカバン等を持ち込まない。
- ・ 一度レジを通ったものを持って、売店内に入らない。
- ・ Gカードの貸借は絶対にしない。

【学芸レストラン・売店 口座振替についてのご案内】

学芸レストラン・売店では、学生証（Gカード）で買い物ができるシステムがあります。学校に現金を持ってくる必要がない・毎月 web 上で利用状況が確認できる・短時間でレジを済ませることができる等の利点があります。

1. 口座振替手続きについて

ゆうちょ銀行・浜松いわた信用金庫・遠州信用金庫が当社指定の金融機関となっております。

* 上記いずれかの金融機関の「口座振替依頼書」に別紙の記入例を参照にご記入お願いいたします。振替依頼書は売店にも用意してあります。

* ゆうちょ銀行をご利用の方は「自動払込利用申込書」に必要事項を記入の上、売店スタッフに提出してください。

* 浜松いわた信用金庫・遠州信用金庫をご利用の方は「口座振替依頼書」に必要事項を記入の上、各金融機関で「承認印」を受け売店スタッフに提出してください。

2. ご利用請求分の締め日と引落日

Gカードご利用分は毎月末を締め日として集計し、翌月 10 日に指定口座より自動引落日になります。

(10 日が金融機関の定休日にあたる場合は、翌営業日となります)

金額や利用明細は、web 上で確認できます。

登録・明細確認 URL : <https://ygposweb.net/gakugeiko/>



3. 注意事項

* Gカードを紛失した場合

学芸レストラン・売店までご連絡ください。直ちにご利用を停止いたします。

また、再発行には手数料が必要になります。

* 引落日の残高確認

毎月 10 日の引落日前には、ご利用金融機関の口座残高を確認いただくようお願い申し上げます。

残高不足による引落日不能が続きますと、カード利用ができなくなる場合があります。

お問い合わせ：学芸レストラン・売店 電話 (053) 475-2388 担当者：秋田

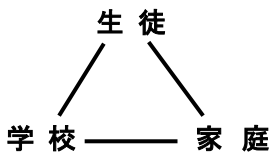
生徒指導内規

1. 生徒の行った問題行動に対して、教育的見地から反省自粛の機会を与え、また学内の秩序維持を図るためこの規則を定める。
2. 指導は訓戒・出校停止・停学・退学に分け、別表指導細則に基づいて行う。ただし、停学・退学は高等学校のみとする。
 - (1) 訓戒は、科長・科長補佐・学年主任・部長・教頭・副校長・校長のいずれかが行う。
 - (2) 出校停止・停学は登校を禁止し、自宅において保護者等の監督の下に自粛し反省を促す。違反の内容等によっては、誓約書を提出させる。申し渡しには保護者等の出校を求め、生徒同席の場で、校長・副校長・教頭・科長・学年主任・部長のいずれかが行う。
 - (3) 退学は本校生徒としての身分を失う。退学の申し渡しには保護者等の出校を求め、生徒同席の場で校長が行う。
3. 違反を繰り返した時は、違反の事実を加重する。

〔 別表 指導細則 〕

違 反 事 項	指 導 事 項
定期テスト不正行為・答案改ざん	停学（試験結果は無効）
無届け欠席・早退・欠課などの怠学（補習を含む）	訓戒～停学
校具・備品等の作為的汚損	訓戒～停学（実費弁償）
所持品の違反	訓戒～停学
禁止場所出入り	訓戒～停学
深夜徘徊・外泊	訓戒～停学
授業妨害・迷惑行為	訓戒～停学
インターネットの不適切使用	訓戒～退学
政治的活動等違反	訓戒～退学
いじめ・いやがらせ等の行為	訓戒～退学
不健全交遊	訓戒～退学
無届けアルバイト	停学
自動車・原付等無届運転免許取得	停学
無免許運転	停学～退学
不健全アルバイト	停学～退学
喫煙・飲酒（同席も含む）	停学～退学
粗暴行為（教師に対する暴言・暴力も含む）	停学～退学
窃盗（万引き）	停学～退学
薬物使用および所持	退学

保護者等の方へのお願い



生徒指導は、生徒の問題行動への対処のみならず、自尊感情の育成や規範意識の熟成など、生徒の健全育成と問題行動等を未然に防止する視点を持つことが重要です。このような取り組みを進める上で、家庭と学校の連携は不可欠となります。

保護者等の皆様には、本校における生徒指導の趣旨を充分にご理解いただき、ご協力いただけますようお願い申し上げます。

1. 諸届けの励行

遅刻・欠席の場合は、保護者等が **C-learning** で当日 **8:30 までに連絡**するようにしてください。
電話の場合は原則として 8:00 ~ 8:30 に保護者等が学校へ連絡してください。

〈浜松学芸中学校・高等学校 053-471-5336〉

2. 身だしなみの指導

正しい服装、髪型を守らせてください。

服装・頭髪・持ち物等に変化があらわれた時などは、早めに担任にご連絡ください。

3. 交通ルールや公共の場でのマナーの指導

交通ルール・マナーを守り、事故に遭わないよう注意喚起をお願いします。

また、バスや電車内でのマナーも併せてご指導ください。

4. 外出・外泊について

遅い時間の不要不急な外出はさせないでください。保護者等の伴わない外泊は禁止です。

5. 車での送迎について

学校周辺の道路は、狭い上に交通量も多く危険です。送迎される場合は、必ず体育館北側の送迎スペースを利用し、それ以外の場所での乗降は絶対にしないで下さい。登校時は 8 時までには学校に着くよう時間には余裕を持ってください。待機場所が確保できませんので、下校時の送迎は怪我や体調不良の場合などを除き、遠慮していただくようお願いいたします。体調に問題のない生徒は自分で下校するようにして下さい。路上で駐車して待たれると、自転車通学者や他の車両の迷惑になるので、絶対にお止め下さい。病気やケガ・作品搬入等の特別な事情がある場合には、校内での送迎も検討いたします。まずは担任にお知らせください。

6. スマートフォン・SNS の利用について

インターネットを使ったいじめや犯罪被害が数多く報告されています。保護者等の皆様からも、「他人の誹謗中傷をしない」「個人が特定される情報を開示しない」「自撮りをしない・送らない」「ネットで知り合った人と直接会わない」ことをご指導ください。フィルタリングサービス等の活用もお願いいたします。

7. 交通事故・不審者に遭遇・本校職員以外の人に注意された場合

交通事故や不審者に遭遇した場合は、**まず警察に連絡**してください。その後、学校にも連絡してください。

※ 校舎の閉鎖は平日 18:30、土曜日は 17:30、長期休業時等は 17:00 です。

また、8月中旬と年末年始の学校閉鎖期間には、終日校舎を閉鎖します。

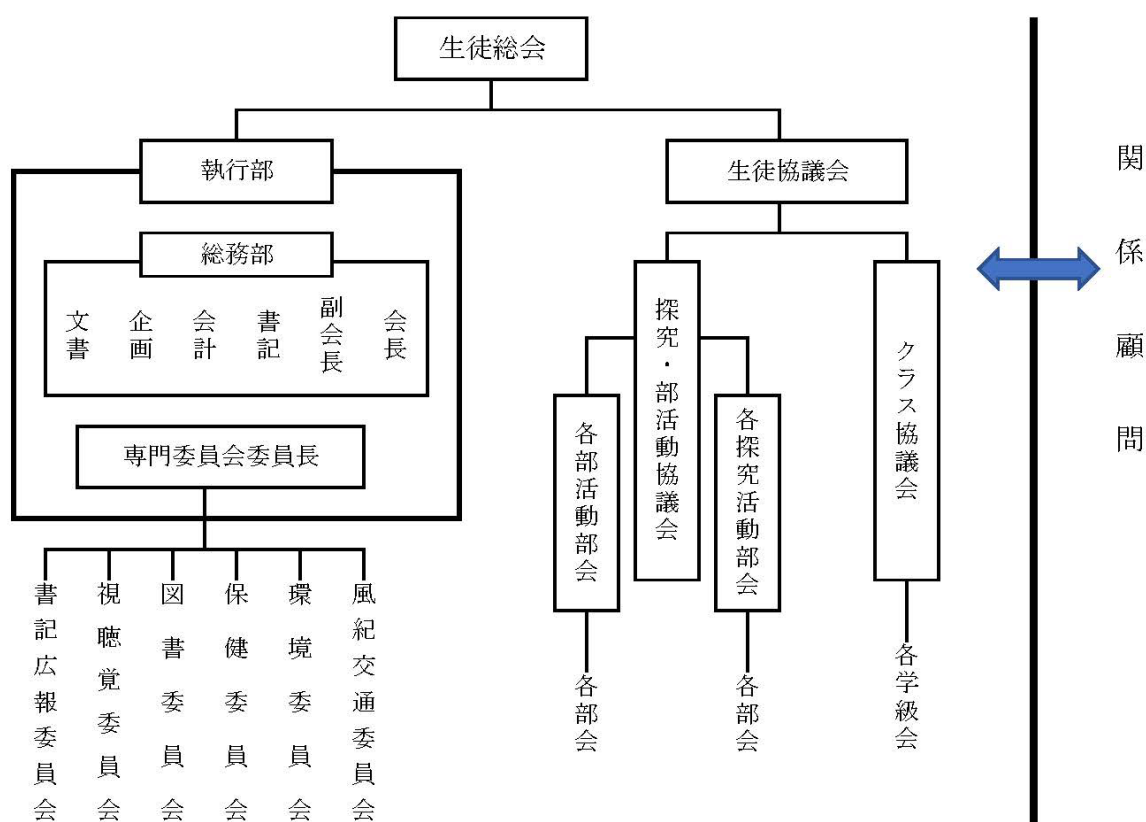
生徒会会則

第1章 総 則

- 第1条 本会は、浜松学芸中学校・高等学校生徒会と称する。
- 第2条 本会は、会員の自発的・自治的活動を通して、楽しく規則正しい学校生活を築き、より豊かな社会人となることを目的として活動する。
- 第3条 本会は、浜松学芸中学校・高等学校の生徒をもって構成する。
- 第4条 本会は、本校生徒全員によって、これを組織し、本校職員を顧問とする。

第2章 機 関

- 第5条 本会は、その目的を達成するために次の機関を置く



- 第6条 生徒総会

1. 生徒総会は、生徒全員によって構成する。
2. 生徒総会は、生徒会長が招集し、定期総会を年1回、必要に応じて臨時総会を行う。
3. 生徒総会は、次のことを行う。
 - (1) 生徒会に関する規約並びに細則についての承認
 - (2) 生徒会役員選任承認
 - (3) 生徒会予算および決算の承認
 - (4) その他本会の必要と思われる重要事項の決定
4. 生徒総会は、会員の2/3以上の出席をもって成立し、議事は出席会員の過半数をもって決する。
5. 生徒総会における議長1名、副議長1名及び書記2名は、生徒協議会の指名に基づき生徒会長が任命する。
6. 生徒総会及び臨時総会をする場合は、学校長に届け出てから行う。

第7条 生徒協議会

1. 生徒協議会は、クラス協議会、探究・部活動協議会の役員でもって構成する。
2. 生徒協議会は、議長1名、副議長1名、書記2名を互選する。
3. 生徒協議会は、クラス協議会、探究・部活動協議会、執行部の要求により議長が招集し、次のことを行う。
 - (1) 生徒会の規約及び細則の決定
 - (2) 生徒会の活動方針の決定
 - (3) 学校の諮問事項に対する協議応答
 - (4) 学校に対する希望事項の協議具申
 - (5) その他第2条の目的を達成するために必要な事項の審議決定
4. 生徒協議会は、別に定める規定によって総務部をリコールすることが出来る。この場合総務部は2週間以内に解散しなければならない。

第8条 クラス協議会

1. クラス協議会は、各学級正副委員長2名をもって構成する。
2. クラス協議会は、議長1名、副議長1名、書記1名を互選する。
3. クラス協議会は、議長が招集し、主として学級に共通の問題を審議する。また議員は各学級の意見を代表するものとする。
4. クラス協議会の決議事項は、生徒協議会の決定を経て行う。

第9条 学級会

学級会は学級全員があたり、学級役員はその自治運営をはかる。

第10条 探究・部活動協議会

1. 探究・部活動協議会は、探究活動部会並びに部活動部会の連合機関であって、各部会の役員をもって構成する。
2. 探究・部活動協議会は、議長1名、副議長1名を互選する。
3. 探究・部活動協議会は、各部会の要求により議長が招集し、部会に共通の問題について審議する。
4. 探究・部活動協議会の決定事項は、生徒協議会の決定を経て行う。

第11条 探究活動部会・部活動部会

1. 各部会は、それぞれに共通の問題について審議し、その自治運営をはかる。

第12条 執行部

1. 執行部は、生徒会長、副会長、書記、会計、企画と専門委員会の委員長をもって構成する。
2. 執行部は、生徒会の執行機関である。
3. 執行部会は、生徒会長が主宰し、次のことを行う。
 - (1) 第2条の目的を達成するために必要な諸事項の企画、立案、並びに各種協議会への提案
 - (2) 生徒協議会及び生徒総会における決議事項の執行
 - (3) 予算案の作成、及び決算の報告
 - (4) 渉外事務と会計経理事務
 - (5) 保護者、職員、生徒に対する慶弔（別に規定を定める）

第13条 専門委員会

1. 専門委員会には、風紀交通、環境、保健、図書、視聴覚、書記広報の6つの委員会をおく。
2. 専門委員会の委員長は、生徒会の執行部である。
3. 専門委員会は、委員長が必要と認めた場合招集し、主宰する。
4. 専門委員会の運営方法は、別に定める。

第3章 探究活動・部活動

第14条 本会の会員は、本会の目的達成のために、各自の長所と趣味とによって文化部または運動部に入り、活動をする。

第15条 探究活動および部活動に属する各部会は部長1名、副部長1名を置き、自治運営をはかる。

第4章 役員

第16条 本会には次の役員を置く。

1. 生徒会長1名、副会長2名
2. 書記2名、会計2名、企画2名、その他若干名（中学生含む）
3. 生徒協議会議長1名、副議長1名、書記2名
4. 各専門委員会の委員長1名、高校各学年の代表者1名、中学代表者1名
5. クラス協議会議長1名、副議長1名、書記1名
6. 学級委員長1名、副委員長1名、その他諸係若干名
7. 探究活動部会長1名、副部会長1名、部活動部会長1名、副部会長1名
8. 探究活動部長1名、副部長1名、部活部長1名、副部長1名

第17条 生徒会長・副会長

1. 生徒会長・副会長は候補者の中から選挙し、学校長が任命する。（別に選挙規定を定める。）
2. 生徒会長は本会を代表し、総務部を主宰する。
3. 生徒会副会長は生徒会長を補佐し、必要のある場合は職務を代行する。

第18条 書記、会計、企画及びその他の総務部員若干名

1. 書記、会計、企画及びその他の総務部員若干名は、生徒会長が委嘱して生徒協議会の承認を得る。
2. 各委員は生徒会長とともに一致協力して総務部の職務の遂行にあたる。

第19条 その他の役員

1. 第16条 3～8の役員は、すべて各会員の互選による。

第20条 任期

本会の役員の任期は6か月とする。

第5章 会計

第21条 本会経費は会員の負担とする。

1. 会費 月額 600円（年間7,200円）とする。

※会費は、諸費から徴収する。

第6章 補則

第22条 本会の議事は多数決とするが、少数の意見も尊重する。

第23条 生徒総会並びに生徒協議会の決議事項は、学校長（職員会議）の承認を経て行う。

第24条 必要な細則は生徒協議会で決定する。

第25条 本会則の改正変更は、生徒協議会の決議を経て生徒総会の承認を受ける。

第26条 本会則は昭和45年4月1日より施行する。

第27条 令和6年4月1日 一部改訂

リコール規則

第1条 本会会員は総務部をリコールする権利をもつ。

第2条 リコールする場合、責任者と50名以上の同意者で生徒協議会に届け出る。

第3条 届出後、1週間以内に生徒協議会の全会員の過半数の支持者を得た場合生徒総会にかける。

第4条 生徒総会の過半数の支持者を得た場合成立する。

第5条 総務部がリコールされた場合、ただちに選挙管理委員会を再結成し、2週間以内に選挙を行う。

専門委員会運営規則

第1章 総 則

- 第1条 浜松学芸中学校・高等学校生徒会会則第13条により専門委員会の運営は本則による。
- 第2条 専門委員会はそれぞれ専門的立場で助言・立案と執行の補佐をし、生徒会の円滑な活動を図る。
- 第3条 各専門委員長は、常時の活動状況を本部に報告すると共に記録に止めなくてはならない。また、各所属の会議では議長としての職務を行わなければならない。
- 第4条 各専門委員会はそれぞれ各学級の委員で構成し、互選により高校各学年の代表者1名、中学代表者1名を決定する。
- 第5条 学年及び中学代表者は委員長を補佐し、委員長に事故ある時はその職務を代行する。

第2章 会 議

- 第6条 専門委員会の会議はすべて公開とする。
- 第7条 総務部及び各専門委員長が必要と認めた場合、参考人を会議に出席させることが出来る。

第3章 改正・廃止

- 第8条 本規則を改正、廃止する時は各専門委員もしくは総務部の発議により、各専門委員会構成数の2/3の賛成を得たのち生徒協議会において審議決定する。
- 第9条 本規則に定められていない事項に必要なことは、本規則に反しないかぎり各専門委員会において、構成員の2/3の賛成を得て定めることが出来る。
- 第10条 本規則は昭和45年4月1日をもって発効とする。
- 第11条 令和6年4月1日一部改正

選 挙 規 定

1. 本校の生徒は生徒会長及び副会長の選挙権を有する。
2. 役員の任期を半期とし前期役員の任期を1月～6月、後期役員の任期を7月～12月とする。
3. 生徒会長は、被選挙人を前期・後期＝高2生とし、1名を選挙する。生徒会副会長は、2名中1名は被選挙人を前期・後期＝高1生とし、選挙する。他の1名は生徒会長が指名する。
4. 選挙に関する事務は選挙管理委員会がいつさいこれを行う。
5. 選挙管理委員会は、高校3学年の学級委員長・副委員長全員をもってこれにあたる。ただしリコール時に家庭学習期間だった場合は、高校2学年をもって編成する。
6. 選挙管理委員は立候補者の責任者、立会人、応援等いつさい関係できない。
7. 被選挙人及びその責任者は選挙管理委員及び開票事務に関係できない。
8. 会長・副会長に自主立候補しようとする者は、会員20名以上の推薦者署名をもって選挙管理委員会に届け出る。なお候補者は立候補と同時に、本人の承諾を得て責任者1名を定めること。ただし、推薦者は同じ役職に関しては、複数の候補者を推薦してはならない。
9. 自主立候補者がいないときは、各科・学年・コースより推薦候補者を複数名募る。選出された候補者については、本人の意向を確認した上で選挙を行う。
10. 自主立候補者および推薦候補者が多数の場合は、中間投票を行う。
11. 選挙の前1週間を遊説期間とし、各候補者は遊説しても良い。
12. 立会演説会の応援演説は、責任者1名を含む2名とする。
13. 当選には、投票総数の過半数を必要とする。(ただし3名以上の場合はこの限りではない)
14. 役員改選に際して、副会長をはじめ総務部員の2/3以上が生徒会長を支持し、会長とともに留任したいという意志を表明した場合には、会長ならびに総務部の信任投票を行う。その際、投票総数の2/3以上の信任を得た場合は、会長ならびに総務部は留任することができる。

推薦入試と学習成績の状況

● 近年の大学入試では、一般選抜による入学比率が低下し、推薦入試（総合型・学校推薦型選抜）の入学者が増加しています。国公立大学でもその割合が増加し、一般選抜の後期日程を廃止して推薦入試に移行する大学が増えていきます。国公立大学は専願制がほとんどですが、私立大学は専願制と併願制があります。

また、本校と大学との信頼関係から、指定を受けて推薦枠をもらっている学校推薦型選抜（指定校）もあります。毎年希望する生徒はいますが、総合型・学校推薦型選抜に推薦するかどうかは校内選考で厳しく審査します。成績・出欠・校内活動など、早くから高い意識をもって高校生活を送るべきです。

推薦条件を満たしているかどうかは極めて厳格に見ます。①出身課程の区分（単位取得教科・科目や取得単位数など） ②現役・浪人の区分（高校で提出する資料を重視するため現役を望む傾向あり） ③成績条件 ④受賞歴や外部からの高い評価などがポイントとなります。

大学入学共通テストを「課す」・「課さない」もあります。大学側から提示される条件を、全て満たしていることを確認しておく必要があります。

(表面)

調 査 書

※		※		※		※								
1. しめい氏名		性別		現住所										
学校名 国立 公立 私立				令和 年 月		入学 編入学 転入学 (第 学年)								
全 日 制				令和 年 月		卒 業 卒業見込み								
2. 各教科・科目の学習の記録														
教科・科目		評 定				教科・科目		評 定						
		第1学年	第2学年	第3学年	第4学年			修得単位の計	第1学年	第2学年	第3学年	第4学年	修得単位の計	
教科	科 目					教科	科 目							
国語	現代の国語					保健体育	体育							
	言語文化						保健							
	論理国語													
	文学国語					芸術	音楽 I							
古典探究					美術 I									
地理総合					書道 I									
地理歴史	地理探究													
	歴史総合													
	日本史探究													
公民	公共					外国語	英語コミュニケーション I							
	倫理						英語コミュニケーション II							
	政治・経済						英語コミュニケーション III							
数学	数学 I						論理・表現 I							
	数学 II						論理・表現 II							
	数学 III						英語演習							
	数学 A													
	数学 B													
	数学 C													
理科	数学演習					家庭	家庭基礎							
	物理基礎													
	化学基礎					情報	情報 I							
	生物基礎													
	物理													
化学														
生物														
総合的な探究の時間														
計														
3. 各教科の学習成績の状況		教科	国語	地理歴史	公民	数学	理科	保健体育	芸術	外国語	家庭	情報	全体の学習成績の状況	
4. 学習成績概評														
段階	A	人	B	人	C	人	D	人	E	人	合計	人		

● 学習成績の状況と学習成績概評

学習成績の状況は、現役生の場合、高校1年次から3年次前半までの成績を基に算出されます。各教科の学習成績の状況は、履修した科目の5段階評価の評定を合計したものを科目数で割ります。例えば、地理歴史が地理総合「4」、地理探究「3」、歴史総合「4」という成績なら、 $(4+3+4) \div 3 = 3.66$ となり、小数点第2位を四捨五入した「3.7」が地理歴史の学習成績の状況となります。そして、全科目の評定の合計を全科目数で割ったものが「全体の学習成績の状況」になります。学習成績概評は、全体の学習成績の状況をA～Eの5段階に分けたものです。

A=5.0～4.3 B=4.2～3.5 C=3.4～2.7 D=2.6～1.9 E=1.8～1.0

(裏面)

※		※				※				※					
5. 総合的な探究の時間の記録	学 習 活 動				観 点				評 価						
6. 特別活動の記録	内 容		観 点				学 年				1	2	3	4	
	ホームルーム活動														
	生徒会活動														
	学校行事														
7. 指導上参考となる諸事項	第1学年														
	第2学年														
	第3学年														
	第4学年														
8. 備考															
9. 出欠の記録															
区分		学 年				1	2	3	4	区分		学 年			
授業日数										欠席日数					
出席停止・忌引き等の日数										出席日数					
留学中の授業日数										備考					
出席しなければならない日数															
この調査書の記載事項に誤りが無いことを証明する 令和 年 月 日															
学校名															
所在地															
校長名						印				記載責任者職氏名					
										印					

図書館利用案内

◆図書館利用規定

1. 本館は開架式図書館である。
2. 開館時間……平日、12：40 より18：00 まで。土曜日、12：20 より17：00 まで。指定休日は休館とし、その他の休館日はあらかじめ掲示する。
3. 図書閲覧（貸出）は次の3種とする。
 - イ. 館内閲覧
 - ロ. 館外貸出
 - ハ. 特別貸出
4. 館内閲覧
 - イ. 閲覧室においては、図書・その他資料を自由に利用できる。
 - ロ. 館内では静粛を心がけ、飲食は厳禁。他人に迷惑をかけること。
 - ハ. 図書・その他資料は丁寧・大切に扱うこと。
 - ニ. 閲覧中のものを、許可なく館外へ持ち出さないこと。
 - ホ. 閲覧後は必ずもとの書架に、正しくおさめること。
5. 校外貸出
 - イ. 貸出期間……通常、貸出日より2週間以内
 - ロ. 貸出冊数……通常、1人1回2冊まで
 - ハ. 館外貸出を希望するものは、カウンターにて所定の手続きを経ること。
 - ニ. 図書を返却する際は、カウンターにて所定の手続きを経ること。
 - ホ. 貸出票の借り貸し、図書のまた借り、また貸しは絶対しないこと。
 - ヘ. 返却日は厳守のこと。
 - ト. 下記のものとは原則として貸出をしない。
 - ① 辞書・事典類
 - ② 雑誌・新聞
 - ③ 特に指定した図書・その他貴重資料
6. 特別貸出
 - イ. 次のものには特別貸出を行う場合がある。
 - A. 特定の館内資料（館外貸出を禁じられている資料）の貸出を望むもの。
 - B. 授業、または特別指導時間中、その必要があって閲覧室外の校内で閲覧を望むもの。
 - ロ. 特別貸出期間は
 - Aの場合……当日の閉館時より次の日の開館時まで。
 - Bの場合……当日の開館時間内。
 - ハ. 特別貸出を望むものは、特別貸出簿に所定の事項を記入し、係に許可を得て借り受けること。
7. 紛失または破損のはなはだしい時は、該当図書、またはその代金をもって弁償する。
8. 本閲覧規定に違反する者、あるいは図書館管理を妨害するものには、その程度によって次の処置をとる。
 - ① 警告
 - ② 図書貸出制限
 - ③ 図書館利用の禁止
9. その他の利用
 - イ. 図書館で自習を行う際も閲覧時と同様に静粛を心がけること。また、飲食・音楽プレイヤー等の使用は厳禁とする。

◆資料の構成と配置

当図書館の蔵書は、日本十進分類表（N. D. C）によって000 総記、100 哲学、200 歴史、300 社会科学、400 自然科学、500 工業・技術、600 産業、700 芸術、800 語学、900 文学の10部門に分類、配置されている。

※注Ⅰ 総記は図書の100～900に分類されない総合的なテーマを内容とするもので、例えば百科事典等が含まれる。

※注Ⅱ 新書・文庫本等は分類別ではなく、一か所に配置し、その中で分類別にしてある。

※注Ⅲ 個々の資料の分類を示す図書ラベルは二段または三段に区分されており、最上段には分類記号、第二段には図書記号、第三段には巻数記号複本記号が記入されている（右ページ参照）。

918.6
28
1

左図の例によると

918.6……文学のうち日本小説作品集

28……関係の図書として28番目に受け入れたもの。

著者記号を用いる場合もある。(例：夏目漱石…ナ)

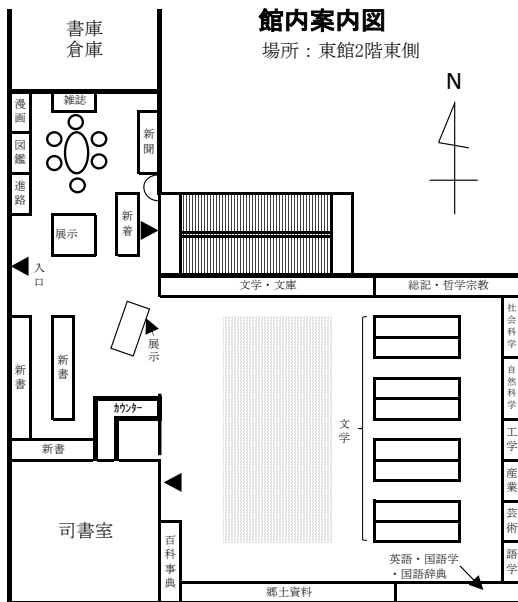
1……第1巻(二段ラベルの場合は、この情報はない)

書名 明治初期文学集(1)

なお、「禁貸出」ラベルをはってある図書は、利用の都合から貸出禁止を指定した図書で、その多くは辞書・年鑑等の基本参考図書類・美術関係等の貴重図書である。

◆購入雑誌・新聞

新聞	朝日新聞	読売新聞	毎日新聞	日本経済新聞
雑誌	切り抜き速報シリーズ ・社会版 ・化学と環境版 ・医療と安全管理 ・コラム歳時記	文藝春秋 Number 装苑 芸術新潮 美術手帖	ナショナルジオグラフィック Newton ダヴィンチ 100分DE名著 日経サイエンス	



	0	1	2	3	4	5	6	7	8	9
00	総記	哲学 宗教	歴史 科学	社会 科学	自然 科学	工業 工学	産業	芸術	語学	文学
10	図書館学	形而上学	日本	政治	数学	土木 工学	農業	彫刻	日本語	日本
20	図書館学 書誌学	東洋 哲学	ヨーロ ッパ州	法律	物理学	建築学	園芸	絵画 書道	中国語	中国
30	百科 事典	西洋 哲学	ヨーロ ッパ州	経 済	化学	機械 航空	林業	版画 印刷	英語	英・米
40	一般 講論集	心理学	アフリ カ州	財 政	天文学	電気 通信	畜産業	写 真	ドイツ	ドイツ
50	定刊 雑誌	倫理学	北アフ リカ州	統 計	地質 地理	鉱山 金属	蚕 業	工芸 美術	フラン ス	フラン ス
60	一般 学会	宗教 神学	南アフ リカ州	社会 問題	生物 博物	海 事	水 産	音 楽	スペ イン	スペ イン
70	新 聞	神 道	大洋州 極地	教 育	植物学	化学 工業	商 業	演劇 演芸	イタ リア	イタ リア
80	叢書 全集	仏 教	伝 記	風俗 習慣	動物学 製造 工業	手工業	交 通	運動 競技	ロシア	ロシア
90	隨筆 雑書	キリス ト教	地誌 紀行	軍 事	医学 業学	家 事	通 信	遊芸 娯楽	その他	その他

各種証明書の発行

証明書種類		発行手数料	申込方法
在 学 中	通 学	「通学証明書申込書」に必要事項を記入の上、事務室に提出。 「通学証明書申込書」は事務室窓口(正面玄関側)にある。 ※遠鉄バス・電車の通学定期券を購入する際、制服を着用するか身分証を提示すれば通学証明書は不要。 それ以外の場合は通学証明書が必要。	
	学校学生生徒 旅客運賃割引証	担任から「旅行許可願(学割証交付願)」をもらう→必要事項を記入→保護者印を押印 →担任に提出→事務室窓口(正面玄関側)で受け取る。 ※割引の対象は運賃(普通乗車券)のみ。特急券は対象外。 尚、100km を超える区間(JR 東海道線 浜松駅より蒲原駅以东・熱田駅以西)で使用可。 ※目的地が複数ある場合は、目的地別に「旅行許可願(学割証交付願)」を記入すること。 ※注意事項をよく読み、記入漏れがないか提出前に再度確認すること。	
	卒業見込	担任に申し込む。	
	成 績	担任に申し込む。	
	調 査 書	担任に申し込む。	
	推 薦 書	担任に申し込む。	
在 学 / 在 籍	200 円(英文 200 円)	事務室に身分証を持参する。	
※以下の証明書の受け取りは郵送も可			
卒 業 後	卒 業	200 円(英文 300 円)	来校または電話にて事務室に申し込む。
	成 績	200 円(英文 500 円)	来校または電話にて事務室に申し込む。
	調 査 書	200 円	来校または電話にて3年次の担任に申し込む。受験届・受験報告書を提出する。
	推 薦 書	200 円	来校または電話にて3年次の担任に申し込む。受験届・受験報告書を提出する。
	単 位 修 得	200 円	来校または電話にて事務室に申し込む。

《各種証明書の交付までの所要時間について》

いずれの証明書も十分な時間的余裕をもって申し込むこと → 交付は事務室で行う

◇ 通学証明書・学割証・在学証明書・在籍証明書

● 平常の時 → 午前中に申し込んだ場合：午後以降 / 午後中に申し込んだ場合：翌日以降

● 半日の時 → 翌日以降

※ 在学証明書と在籍証明書は身分証を預かる為、午前中に申し込むこと。

◇ 卒業見込証明書・調査書 → 担任と相談

◇ 卒業証明書・成績証明書・単位修得証明書 → 約3日以降

◇ 英文卒業証明書・英文成績証明書 → 約1週間以降

毎日の日課表

◆生徒は8時30分までに登校◆

平常日課(月曜日～金曜日)7時限がある場合			
職員打合せ	8:15	8:25	
登校時刻		8:30	
SHR/朝の会(中学)	8:30	8:45	
1時限	8:50	9:40	
2時限	9:50	10:40	
3時限	10:50	11:40	
4時限	11:50	12:40	
昼休み	12:40	13:30	
掃除	13:30	13:45	
5時限	13:50	14:40	
6時限	14:50	15:40	
7時限	15:50	16:40	
探究・部活動	15:55	16:45	

平常日課(月曜日～金曜日)7時限がない場合			
職員打合せ	8:15	8:25	
登校時刻		8:30	
SHR/朝の会(中学)	8:30	8:45	
1時限	8:50	9:40	
2時限	9:50	10:40	
3時限	10:50	11:40	
4時限	11:50	12:40	
昼休み	12:40	13:30	
掃除	13:30	13:45	
5時限	13:50	14:40	
6時限	14:50	15:40	
帰りの会(中学)	15:45	16:00	

6時限後掃除の特別日課			
職員打合せ	8:15	8:25	
登校時刻		8:30	
SHR/朝の会(中学)	8:30	8:45	
1時限	8:50	9:40	
2時限	9:50	10:40	
3時限	10:50	11:40	
4時限	11:50	12:40	
昼休み	12:40	13:30	
5時限	13:30	14:20	
6時限	14:30	15:20	
掃除	15:25	15:40	
帰りの会(中学)	15:45	16:00	

土曜日課(45分授業)			
登校時刻		8:30	
SHR/朝の会(中学)	8:30	8:45	
1時限	8:50	9:35	
2時限	9:45	10:30	
3時限	10:40	11:25	
4時限	11:35	12:20	
帰りの会(中学)	12:25	12:35	

生徒の防災・災害対策

◆地震災害に遭遇したとき◆

I. 登下校時	① 徒歩通学者・自転車通学者は、すみやかに最寄りの指定避難所に避難し、情報を把握する。 万一、本校の生徒が他にいたならば、集団を作って避難所係員の指示に従う。 ② JR電車・遠鉄電車等の利用者は、駅員・乗務員の指示に従って、できるだけ本校生徒同士の集団を作り、行動する。 ③ バス通学者は、上記②に準じて行動する。 ④ 帰宅が難しいときは、学校に来るか、帰宅ルート途中の指定避難場所に行く。
II. 在校時	教員の指示に従って帰宅する。(交通事情で帰宅困難な場合は、学校に待機させることもある。)
III. 在宅時	登校しない。

●帰宅ルートの道順とその避難所を家族で確認しておく。

◆弾道ミサイル発射情報・避難の呼びかけ(Jアラート)が発せられたとき◆

I. 屋外にいる場合	○ 近くの建物の中や地下に避難し、床に伏せて頭部を守る。 (可能であれば頑丈な建物が望ましいが、近くにない場合はそれ以外の建物に避難) ○ 近くに避難できる建物がない場合は物陰に身を隠すか、地面に伏せて頭部を守る。
II. 屋内にいる場合	○ できるだけ窓から離れ、できれば窓のない部屋に移動する。 ○ 床に伏せて頭部を守る。
III. 電車・バス・自動車内にいる場合	○ 自動車乗車中の場合は、ガソリンなどに引火する危険があることから、車を止めて近くの建物や地下等に避難する。周囲に避難できる場所がない場合は車から離れて地面に伏せ、頭部を守る行動をとる。 ○ 電車・バスの車外に出ることが危険と判断される場合は、車内で姿勢を低くして頭部を守る。

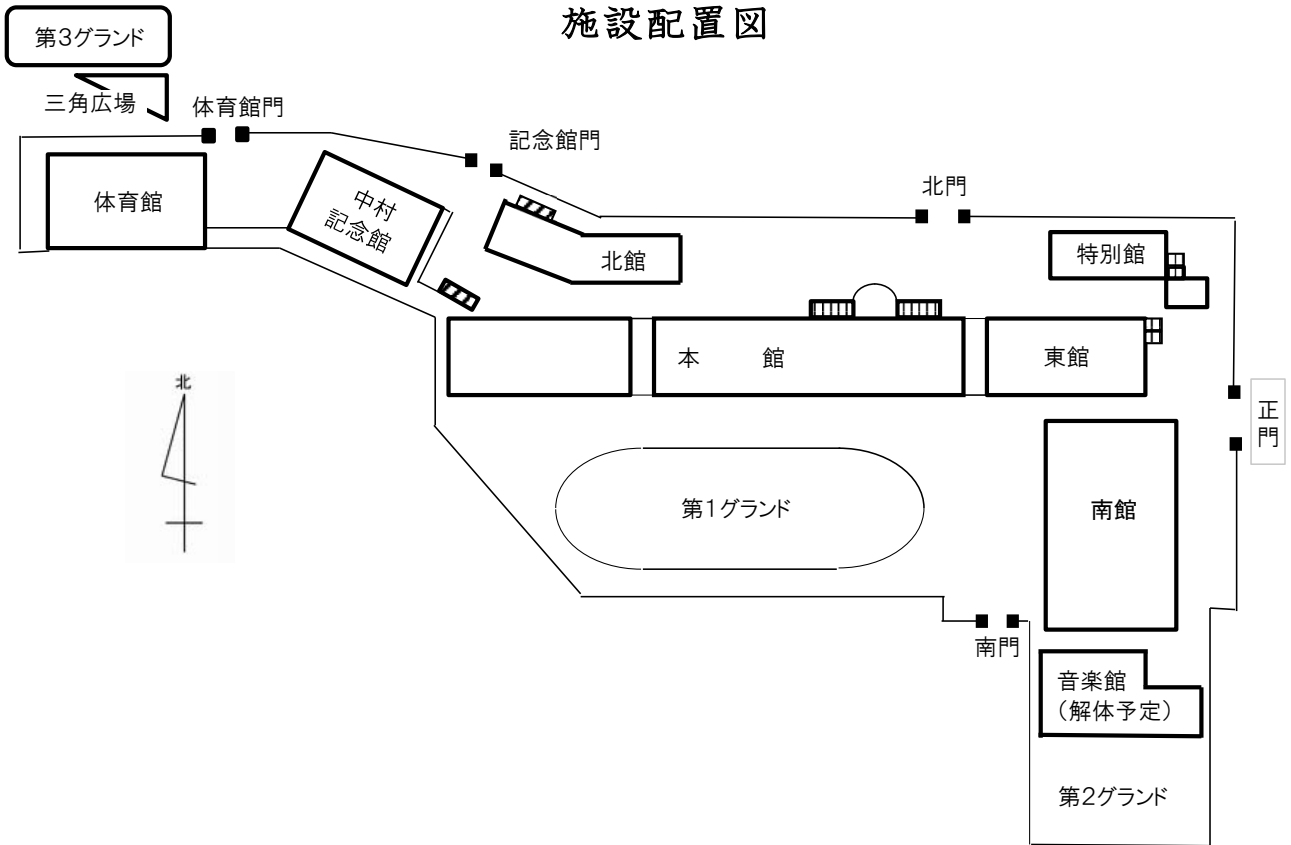
台風の接近に伴う対処

予報		授業	登校前に発令	登校後に発令
注 意 報	強風	平常授業	1 気象状況や地域の状況を保護者等とともに調べ、安全を確認した上で登校する。 2 安全に登校することが困難な場合は、保護者等が学校に連絡をし、自宅で待機するか、状況を見て登校する。	今後の気象状況や地域の実情に応じて下校させることもある。
	大雨			
	洪水			
警 報	暴風・特別 (全種別)	授業中止	1 午前6時の時点で警報が発令されている場合は自宅待機する。(土曜日は休校とする) 2 午前11時の時点で警報が解除されていない場合は一日休校とする。 3 午前11時の時点で警報が解除されている場合は登校。午後1時30分に出欠確認し、午後の授業を平常通り実施する。ただし、今後の気象状況や地域の実情等を保護者等と相談し、安全に登下校できることを確認した上で登校する。 安全に登校することが心配される場合は、保護者等が学校に連絡をし、自宅で待機するか、状況を見て登校する。	生徒は教職員の指示により、速やかに下校する。 (交通事情で帰宅困難な場合は、学校に待機させる。)
	大雨洪水	平常授業	気象状況や地域の状況を保護者等とともに調べ、安全を確認した上で登校する(安全上必要な遅れは遅刻としない)。状況により、登校時間を変更することがある。安全に登校することが困難な場合は、保護者等が学校に連絡をし、自宅で待機するか、状況を見て登校する。	今後の気象状況や地域の実情に応じて下校させることもある。
備考		自宅待機や休校になる場合は「C-learning」や「きずなネット」で通知する。		

●警報の発令等については、テレビ・ラジオの情報でも確認して下さい。

☆ 以上の対策は、情報通信網が機能していることを前提としていますが、大規模停電等により情報が発信・受信できない場合があります。また、局地的な大雨や河川の氾濫など特定の地域における災害が発生する場合があります。そのような状況下では通知等を待たず、御家庭で相談し安全確認ができるまで自宅で待機して下さい。

施設配置図



教室配置図

